

## 公立大学法人静岡文化芸術大学基金規程

(設置)

第1条 公立大学法人静岡文化芸術大学寄附金等取扱規程第7条に基づき、公立大学法人静岡文化芸術大学（以下「本法人」という。）に、静岡文化芸術大学基金（以下「基金」という。）を置く。

(目的)

第2条 基金は、本法人における学生支援、教育研究、社会貢献及び国際交流に関する活動等の推進を図るとともに、教育研究環境の整備充実を目的とする。

(基金の構成)

第3条 基金は、次条第1項各号の基金ごとに独立した資金として管理するものとし、次の各号に掲げる資金をもって充てるものとする。

- (1) 基金への寄附金
- (2) 資金から生ずる収入

(種類)

第4条 基金の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 静岡文化芸術大学修学支援事業基金（以下「修学支援事業基金」という。）
  - (2) 静岡文化芸術大学教育研究支援基金（以下「教育研究支援基金」という。）
- 2 修学支援事業基金及び教育研究支援基金が行う事業については、別に定めるものとする。

(寄附の用途)

第5条 学長は、寄附の受入れの決定にあたり、寄附者があらかじめ用途を特定しない場合には、これを特定しなければならない。

2 前項の場合において、次の各号に掲げる目的と特定された寄附にあつては、当該各号に定める基金として整理するものとする。

- (1) 経済的理由により修学が困難な学生を支援する事業に充当する目的の寄附については修学支援事業基金とする。
- (2) 教育研究等の支援その他の前号の事業以外の事業に充当する目的の寄附については教育研究支援基金とする。

(基金の管理)

第6条 基金の管理は、学長が行うものとする。

2 学長は、基金に関する事業計画及び毎事業年度の決算報告書を作成し、そのいずれについても、経営審議会及び役員会に報告するものとする。

(事業年度)

第7条 基金の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から適用する。